

佐野市みかもクリーンセンター余熱利用施設条例施行規則

平成21年 1 月30日規則第 1 号

改正

平成21年 3 月31日規則第28号

平成24年 6 月18日規則第48号

平成27年12月28日規則第55号

令和 7 年12月23日規則第59号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、佐野市みかもクリーンセンター余熱利用施設条例(平成19年佐野市条例第50号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(条例別表に掲げる施設の利用)

第 2 条 条例別表に掲げる施設の利用は、個人利用(条例別表第 1 項第 1 号の表に掲げる施設を専用せずに利用することをいう。以下同じ。)及び専用利用(条例別表第 2 項の表に掲げる施設を専用して利用することをいう。以下同じ。)とする。

2 個人利用は、次のとおりとする。

(1) 都度利用(温水プール、トレーニングルーム及び温浴施設(多目的風呂を除く。))にあっては 1 回を単位として、多目的運動場にあっては 1 面 1 時間を単位として利用することをいう。以下同じ。)

(2) 月額利用(月の初日(1 日以外の日から利用しようとするときは、初めて利用しようとする月に限り、初めて利用しようとする日を月の初日とみなす。))から末日までを 1 月の単位として温水プール、トレーニングルーム及び温浴施設(多目的風呂を除く。)のいずれか又は全てを利用することができることをいう。以下同じ。)

第 3 条 削除

(月額利用)

第 4 条 月額利用をしようとする者は、あらかじめ指定管理者の月額利用に係る登録(以下「登録」という。)を受けなければならない。

2 登録の申請は、月額利用登録申請書(別記様式第 3 号)により行い、その申請の際に 2 箇月分の月額利用に係る利用料金(以下「月額利用料金」という。)を納付しなければならない。

3 指定管理者は、登録を行ったときは、申請者に登録証を交付する。

4 登録証の交付を受けた者(以下「月額利用登録者」という。)は、月額利用料金を納付することができなかったときは、1 箇月分に限り、翌月に未納となった月額利用料金を併せて納付することができる。

5 第 2 項及び前項に定めるもののほか、月額利用料金の納付の方法及び納付すべき日は、指定管理者が定める。

6 月額利用登録者は、登録の申請をした事項に変更が生じたときは、月額利用登録事項変更申請書(別記様式第 4 号)に登録証を添えて、指定管理者に申請しなければならない。

7 月額利用登録者は、月額利用を取りやめようとするときは、登録を取り消さなければならない。

- 8 前項の規定による取消しは、月額利用をすることができなくなる月の前月の末日までに月額利用登録取消届出書（別記様式第5号）により指定管理者に届け出なければならない。ただし、入院等の特別の理由により月額利用を取りやめるときは当該理由により月額利用をすることができなくなる日前又はできなくなった日以後に、月額利用登録者が死亡したときは死亡の日以後に登録の取消しを届け出ることができる。
- 9 前項本文の取消届出書には、登録証を添えるものとする。
- 10 第8項ただし書の規定による届出は、月額利用登録者が死亡しているときは、その相続人が行うことができる。
- 11 指定管理者は、月額利用登録者が次の各号のいずれかに該当するときは、登録を取り消すことができる。
- (1) 2箇月分の月額利用料金が未納となったとき。
 - (2) 偽りその他不正の手段により登録を受けたとき。
 - (3) 条例又はこの規則の規定に違反する行為が極めて悪質であると指定管理者が判断したとき。
 - (4) 条例又はこの規則の規定に違反する行為を繰り返し、他の利用者に著しく迷惑をかけると指定管理者が判断したとき。
- 12 前項の規定により登録を取り消された者は、速やかに登録証を返納しなければならない。
- 13 月額利用登録者は、登録証を紛失し、又は著しく損傷したときは、速やかに登録証の再交付を受けなければならない。
- 14 前項の規定による登録証の再交付の申請は、登録証再交付申請書（別記様式第6号）により行う。この場合において、損傷によるときは、損傷した登録証を添えなければならない。
- 15 第13項の規定により登録証の再交付を受けた者は、紛失した登録証を発見したときは、速やかに発見した登録証を指定管理者に返納しなければならない。

（利用の申請）

第5条 条例第7条第1項前段の規定により個人利用の許可を受けようとする者は、その利用の際に口頭により指定管理者に申請しなければならない。

2 条例第7条第1項前段の規定により専用利用の許可を受けようとする者は、みかもクリーンセンター余熱利用施設専用利用許可申請書（別記様式第7号）により指定管理者に申請しなければならない。

3 前項の規定による申請は、温水プールにあっては利用しようとする日（以下「利用日」という。）の属する月（以下「利用月」という。）の3箇月前の月の16日から利用月の前月の10日までの間に、多目的運動場にあっては利用日の2箇月前から8日前までの間に、スタジオ、休憩室及び多目的風呂にあっては利用月の2箇月前の月の16日から行うことができる。この場合において、申請の期間の初日又は末日が佐野市みかもクリーンセンター余熱利用施設（以下「余熱施設」という。）の屋内施設の休館日又は多目的運動場の休場日に当たるときは、これらの日の翌日を当該期間の初日又は末日とする。

4 指定管理者は、多目的運動場において前項に規定する申請の期間が経過してもなお利用の許可がされていない多目的運動場があるときは、当該期間を延長することができる。

（利用の許可）

第6条 指定管理者は、個人利用を許可するときは口頭によりこれを行い、専用利用を許可するとき

はみかもクリーンセンター余熱利用施設専用利用許可書（別記様式第8号。以下「専用利用許可書」という。）を申請者に交付する。

- 2 多目的運動場の専用利用の許可を受けた者（以下「多目的運動場専用利用者」という。）は、当該多目的運動場に係る利用料金を利用日の8日前までに指定管理者に納付しなければならない。ただし、前条第4項の規定により申請の期間が延長されたときの多目的運動場専用利用許可者は、当該許可を受けた際に納付しなければならない。

（登録証の提示）

第7条 登録証を所持している者は、当該登録証に係る施設の利用の許可を受けたときは、その利用の際に当該登録証を指定管理者に提示しなければならない。

（行為の許可の申請）

第8条 条例第9条第1項前段の規定により行為の許可を受けようとする者は、みかもクリーンセンター余熱利用施設行為許可申請書（別記様式第9号）により指定管理者に申請しなければならない。

（行為の許可）

第9条 指定管理者は、行為の許可をするときは、みかもクリーンセンター余熱利用施設行為許可書（別記様式第10号。以下「行為許可書」という。）を申請者に交付する。

（許可事項の変更の申請等）

第10条 専用利用又は行為の許可を受けた者（以下「専用利用者等」という。）は、条例第7条第1項後段又は条例第9条第1項後段の規定により許可を受けた事項（以下「許可事項」という。）を変更しようとするときは、速やかにみかもクリーンセンター余熱利用施設許可事項変更申請書（別記様式第11号）により指定管理者に申請しなければならない。この場合においては、専用利用許可書又は行為許可書を提示しなければならない。

- 2 多目的運動場の専用利用の許可を受けた事項の変更については、次のとおりとする。

（1）利用日の変更がある場合 条例第7条第1項後段の規定により専用利用の取消しの許可を受け、かつ、新たに同項前段の規定により専用利用の許可を受けなければならない。

（2）利用日の変更がない場合

ア 利用時間の範囲内において利用する時間数を短縮しようとするときは、条例第7条第1項後段の規定により変更の許可を受けなければならない。

イ 変更後の利用時間が変更前の利用時間と重複する時間があるときは、利用しないこととなる時間については条例第7条第1項後段の規定により変更の許可を、新たに利用することとなる時間については同項前段の規定により専用利用の許可を受けなければならない。

ウ 変更後の利用時間が変更前の利用時間と重複する時間がないときは、条例第7条第1項後段の規定により専用利用の取消しの許可を受け、かつ、新たに同項前段の規定により専用利用の許可を受けなければならない。

（許可事項の変更の許可）

第11条 指定管理者は、許可事項の変更を許可するときは、みかもクリーンセンター余熱利用施設許可事項変更許可書（別記様式第12号）を申請者に交付する。

（利用等の取消しの申請）

第12条 都度利用の許可を受けた者（以下「都度利用者」という。）は、条例第7条第1項後段の規定により都度利用の取消しの許可を受けようとするときは、速やかに口頭により指定管理者に申請

しなければならない。

- 2 専用利用者等は、条例第7条第1項後段又は条例第9条第1項後段の規定により専用利用又は行為の取消しの許可を受けようとするときは、速やかにみかもクリーンセンター余熱利用施設利用等取消申請書（別記様式第13号）に専用利用許可書又は行為許可書（条例第7条第1項後段又は条例第9条第1項後段の規定により変更の許可を受けた者は、専用利用許可書又は行為許可書及び前条の変更許可書）を添えて、指定管理者に申請しなければならない。

（利用等の取消しの許可）

- 第13条** 指定管理者は、都度利用、専用利用又は行為の許可を取り消すときは、都度利用者には口頭によりこれを行い、専用利用者等にはみかもクリーンセンター余熱利用施設利用等取消許可書（別記様式第14号）を交付する。

（利用料金の減免）

- 第14条** 条例第14条の規定により利用料金を減額し、又は免除する場合及びその額は、次のとおりとする。

- （1）市又は佐野市教育委員会が主催する事業で専用利用をするとき 利用料金の全額
- （2）国又は栃木県が主催する事業で専用利用をするとき 利用料金の2分の1の額
- （3）市の住民基本台帳に記録されている者で次のいずれかに該当するもの（条例別表備考第3項又は第4項に規定する70歳以上又は中学生以下に該当する者を除く。）が個人利用をするとき 利用料金の2分の1の額
 - ア 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者
 - イ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者
 - ウ 栃木県療育手帳交付規則（平成12年栃木県規則第23号）第2条の規定により療育手帳の交付を受けている者
- （4）前3号に掲げるもののほか、指定管理者が特に必要があると認めるとき 指定管理者が定める額

- 2 指定管理者は、前項第4号の規定により利用料金を減額し、又は免除するときは、不当な差別的取扱いをしてはならない。

- 3 利用料金の減額又は免除を受けようとする者は、みかもクリーンセンター余熱利用施設利用料金減免申請書（別記様式第15号）により指定管理者に申請しなければならない。ただし、第1項第3号に該当する者は、同号に該当することを証する書類又はその写しを提示し、口頭により申請しなければならない。

- 4 前項の規定による申請は、都度利用又は専用利用にあつてはその利用の申請をするときに、月額利用にあつては登録の申請をするときにしなければならない。

- 5 指定管理者は、第3項の規定による申請があつたときは、速やかに、その内容を審査し、利用料金を減額し、又は免除することと決定したときはみかもクリーンセンター余熱利用施設利用料金減免決定通知書（別記様式第16号）により、利用料金を減額し、又は免除しないことと決定したときはみかもクリーンセンター余熱利用施設利用料金減免申請棄却通知書（別記様式第17号）により申請者に通知する。ただし、第1項第3号に該当する者の申請に対し、利用料金を減額し、又は免除

することと決定したときは、口頭によりその旨を申請者に通知する。

(利用料金の還付)

第15条 条例第15条ただし書の規定により利用料金を還付する場合及びその額は、次のとおりとする。

- (1) 条例第15条第1号に該当するとき 都度利用者又は専用利用の許可を受けた者（以下「専用利用者」という。）の利用することができなくなった施設の既納の利用料金の全額
- (2) 都度利用者にあつては許可を受けた施設（2以上の施設の許可を受けているときは、全ての施設）を利用する前に、専用利用者（多目的運動場専用利用者を除く。次号において同じ。）にあつては許可を受けた利用開始時間（以下「利用許可開始時間」という。）前に利用の取消しの許可を受けたとき 利用の取消しの許可を受けた施設の既納の利用料金の全額
- (3) 専用利用者が利用許可開始時間前に利用の変更の許可を受けたことにより利用料金が減額になったとき 利用の変更の許可を受けた施設の既納の利用料金の額から利用の変更の許可を受けた施設の変更後の利用料金の額を減じて得た額
- (4) 多目的運動場専用利用者が許可を受けた利用日（以下「利用許可日」という。）の8日前までに利用の取消しの許可を受けたとき 多目的運動場の既納の利用料金の全額
- (5) 多目的運動場専用利用者が利用許可日の7日前から3日前までの間に利用の取消しの許可を受けたとき 多目的運動場の既納の利用料金の2分の1の額
- (6) 多目的運動場専用利用者が利用許可日の2日前から利用許可開始時間前までの間に利用の取消しの許可を受けたとき 多目的運動場の既納の利用料金の10分の1の額
- (7) 多目的運動場専用利用者が利用許可日の8日前までに利用の変更の許可を受けたことにより利用料金が減額になったとき 多目的運動場の既納の利用料金の額から多目的運動場の変更後の利用料金の額を減じて得た額
- (8) 多目的運動場専用利用者が利用許可日の7日前から3日前までの間に利用の変更の許可を受けたことにより利用料金が減額になったとき 多目的運動場の既納の利用料金の額から多目的運動場の変更後の利用料金の額を減じて得た額の2分の1の額
- (9) 多目的運動場専用利用者が利用許可日の2日前から利用許可開始時間前までの間に利用の変更の許可を受けたことにより利用料金が減額になったとき 多目的運動場の既納の利用料金の額から多目的運動場の変更後の利用料金の額を減じて得た額の10分の1の額
- (10) 月額利用登録者が登録の取消し（入院等の特別の理由及び月額利用登録者の死亡による場合を除く。）を届け出たとき 月額利用をしないこととなる月に係る既納の月額利用料金の全額
- (11) 月額利用登録者が入院等の特別の理由により登録の取消しを届け出て、当該理由により月額利用をすることができないと指定管理者が認め、かつ、月額利用をすることができなくなる月又はできなくなった月に係る月額利用料金が納付されているとき 月額利用をしない第1月目は1箇月分の月額利用料金の額に月額利用をすることができなくなる日又はできなくなった日（月額利用をしているときは、その翌日。以下この号及び次号において同じ。）からそれらの日の属する月の末日までの日数を乗じて得た額に月額利用をすることができなくなる日又はできなくなった日の属する月の日数で除して得た額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。）
（月額利用をすることができなくなる日又はできなくなった日が月の初日であるときは、1箇月分の月額利用料金の額）、第2月目以後は第2月目以後に係る既納の月額利用料金の全額
- (12) 月額利用登録者が死亡したことによりその相続人が登録の取消しを届け出たとき 月額利用

をしない第1月目は1箇月分の月額利用料金の額に月額利用をすることができなくなった日からその日の属する月の末日までの日数を乗じて得た額に月額利用をすることができなくなった日の属する月の日数で除して得た額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。）（月額利用をすることができなくなった日が月の初日であるときは、1箇月分の月額利用料金の額）、第2月目以後は第2月目以後に係る既納の月額利用料金の全額

(13) 前各号に掲げるもののほか、指定管理者が特別の理由があると認めるとき 指定管理者の定める額

2 前項第4号から第9号までに規定する期間の初日又は末日が多目的運動場の休場日に当たるときは、その日の翌日を当該期間の初日又は末日とする。

3 利用料金の還付を受けようとする者は、速やかにみかもクリーンセンター余熱利用施設利用料金還付申請書（別記様式第18号）により指定管理者に申請しなければならない。

（遵守事項）

第16条 利用者及び入館者等は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

（1） 条例別表に掲げる施設において利用の許可を受けた施設以外の施設を利用しないこと。

（2） 所定の場所以外の場所において喫煙し、又は飲食しないこと。

（3） 他人に危害又は迷惑を及ぼすおそれのある物品を持ち込まないこと。

（4） 動物類（身体障害者補助犬法（平成14年法律第49号）第2条第1項に規定する身体障害者補助犬を除く。）を持ち込まないこと。

（5） 前各号に掲げるもののほか、指定管理者が余熱施設の管理上必要があるとして定める事項（指定管理者の立入り）

第17条 利用者及び入館者等は、指定管理者が余熱施設の管理上必要があると認める場合において利用している施設に立ち入るときは、これを拒むことができない。

（原状回復の点検）

第18条 利用者は、条例第17条の規定により原状に回復したときは、指定管理者の点検を受けなければならない。

（損傷等の届出）

第19条 利用者及び入館者等は、余熱施設の施設又は附属設備を損傷し、又は滅失したときは、速やかに、その旨を指定管理者に届け出て、その指示に従わなければならない。

（その他）

第20条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

2 登録証の交付の申請及び交付並びに専用利用及び行為の許可の申請及び許可並びにこれらに関し必要な手続その他の行為は、この規則の施行の日前においても、この規則の例により行うことができる。

附 則（平成21年3月31日規則第28号）

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成24年 6 月18日規則第48号）

この規則は、平成24年 7 月 9 日から施行する。

附 則（平成27年12月28日規則第55号）

（施行期日）

1 この規則は、平成28年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正前の佐野市みかもクリーンセンター余熱利用施設条例施行規則第 3 条第 1 項の規定により交付を受けた定期券は、この規則の施行の日以後その有効期間内において、引き続き従前の例により利用をすることができる。

附 則（令和 7 年12月23日規則第59号）

この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

別記様式第 1 号及び別記様式第 2 号 削除

別記様式第 3 号（第 4 条関係）

月額利用登録申請書

年 月 日

様

申請者 住所
氏名
利用者との続柄
電話

次のとおり月額利用の登録を受けたいので申請します。

利用者の住所	
利用者の氏名	
利用者の生年月日	年 月 日（ 歳）
利用施設	☐ 温水プール ☐ トレーニングルーム ☐ 温浴施設（多目的風呂を除く。）
利用区分	
利用開始日	年 月 日

備考 申請者と利用者が同一であるときは、「利用者との続柄」並びに「利用者の住所」及び「利用者の氏名」欄の記入は不要です。

月額利用登録事項変更申請書

年 月 日

様

申請者 住所
氏名
利用者との続柄
電話

次のとおり月額利用の登録事項を変更したいので申請します。

利用者の住所		
利用者の氏名		
	変更前	変更後
変更内容		

備考 申請者と利用者が同一であるときは、「利用者との続柄」並びに「利用者の住所」及び「利用者の氏名」欄の記入は不要です。

月額利用登録取消届出書

年 月 日

様

届出者 住所
氏名
利用者との続柄
電話

年 月 日をもって月額利用の登録を取り消したいので、次のとおり届け
出ます。

利用者の住所	
利用者の氏名	
利用施設	☐ 温水プール ☐ トレーニングルーム ☐ 温浴施設（多目的風呂を除く。）
利用区分	
取消理由	

備考

- 1 届出者と利用者が同一であるときは、「利用者との続柄」並びに「利用者の住所」及び「利用者の氏名」欄の記入は不要です。
- 2 入院等の特別の理由又は死亡により月額利用の登録を取り消すときは、「取消理由」欄にその理由を記入してください。

登録証再交付申請書

年 月 日

様

申請者 住所
氏名
利用者との続柄
電話

登録証の再交付を受けたいので申請します。

利用者の住所	
利用者の氏名	
利用者の生年月日	年 月 日（ 歳）
利用施設	☐ 温水プール ☐ トレーニングルーム ☐ 温浴施設（多目的風呂を除く。）
利用区分	
再交付の理由	

備考 申請者と利用者が同一であるときは、「利用者との続柄」並びに「利用者の住所」及び「利用者の氏名」欄の記入は不要です。

別記様式第7号（第5条関係）

みかもクリーンセンター余熱利用施設専用利用許可申請書

年 月 日

様

申請者 住所又は所在地

氏名又は名称及び代表者等の氏名

電話

次のとおりみかもクリーンセンター余熱利用施設を専用利用したいので申請します。

利用目的				
利用日時	年 月 日()午 時 分から 年 月 日()午 時 分まで			
利用施設	☐ 温水プール コース ☐ スタジオ ☐ 休憩室 室 ☐ 多目的風呂 ☐ 多目的運動場 面			
予定利用人数	人			
利用責任者	住所			
	氏名		電話	

別記様式第 8 号（第 6 条関係）

みかもクリーンセンター余熱利用施設専用利用許可書

第 年 月 日 号

様

印

年 月 日付けで申請のあったみかもクリーンセンター余熱利用施設の専用利用について次のとおり許可します。

利用日時	年 月 日()午 時 分から 年 月 日()午 時 分まで			
利用施設	☐ 温水プール コース ☐ スタジオ ☐ 休憩室 室 ☐ 多目的風呂 ☐ 多目的運動場 面			
利用料金	円			
利用責任者	住所			
	氏名		電話	
許可条件				

みかもクリーンセンター余熱利用施設行為許可申請書

年 月 日

様

申請者 住所又は所在地

氏名又は名称及び代表者等の氏名

電話

次のとおり行為の許可を受けたいので申請します。

行為の目的				
行為の内容				
利用日時	年 月 日()午 時 分から 年 月 日()午 時 分まで			
利用場所又は 利用施設				
利用責任者	住所			
	氏名		電話	
特記事項				

みかもクリーンセンター余熱利用施設行為許可書

第 年 月 日 号

様

印

年 月 日付けで申請のあった行為の許可について次のとおり許可します。

行為の内容				
利用日時	年 月 日()午 時 分から 年 月 日()午 時 分まで			
利用場所又は利用施設				
利用責任者	住所			
	氏名		電話	
許可条件				

みかもクリーンセンター余熱利用施設許可事項変更申請書

年 月 日

様

申請者 住所又は所在地

氏名又は名称及び代表者等の氏名

電話

次のとおり許可事項を変更したいので申請します。

変更内容	変更前	変更後
変更理由		

様

印

年 月 日付けで申請のあった許可事項の変更について、次のとおり許可
します。

変更内容	変更前		変更後	
変更前の利用料金	円			
変更後の利用料金	円			
許可条件				

みかもクリーンセンター余熱利用施設利用等取消申請書

年 月 日

様

申請者 住所又は所在地

氏名又は名称及び代表者等の氏名

電話

次の専用利用(行為)を取り消したいので申請します。

利用日時	年 月 日()午 時 分から 年 月 日()午 時 分まで
利用施設	☐ 温水プール コース ☐ スタジオ ☐ 休憩室 室 ☐ 多目的風呂 ☐ 多目的運動場 面 ☐ その他()
利用場所	
行為の内容	
取消理由	

別記様式第14号 (第13条関係)

みかもグリーンセンター余熱利用施設利用等取消許可書

第 年 月 号

様

印

年 月 日付けで申請のあった次の専用利用(行為)の取消しについて許可
します。

利用日時	年 月 日()午 時 分から 年 月 日()午 時 分まで
利用施設	☐ 温水プール コース ☐ スタジオ ☐ 休憩室 室 ☐ 多目的風呂 ☐ 多目的運動場 面 ☐ その他()
利用場所	
行為の内容	

別記様式第15号（第14条関係）

みかもクリーンセンター余熱利用施設利用料金減免申請書

年 月 日

様

申請者 住所又は所在地

氏名又は名称及び代表者等の氏名

電話

次のとおりみかもクリーンセンター余熱利用施設の利用料金の減額又は免除を受けたいので申請します。

利用日時	年 月 日()午 時 分から 年 月 日()午 時 分まで
利用施設	☐温水プール コース ☐スタジオ ☐休憩室 室 ☐多目的風呂 ☐多目的運動場 面 ☐その他()
減免申請理由	☐ 市又は佐野市教育委員会が主催する事業で専用利用をするため ☐ 国又は栃木県が主催する事業で専用利用をするため ☐ その他
規定利用料金	円 減免申請額 円

別記様式第16号（第14条関係）

みかもクリーンセンター余熱利用施設利用料金減免決定通知書

第 年 月 日
号

様

印

年 月 日付けで申請のあったみかもクリーンセンター余熱利用施設の利用料金の減額又は免除について、次のとおり決定したので通知します。

利用日時	年 月 日()午 時 分から 年 月 日()午 時 分まで				
利用施設	☐ 温水プール コース ☐ スタジオ ☐ 休憩室 室 ☐ 多目的風呂 ☐ 多目的運動場 面 ☐ その他()				
減免理由	☐ 市又は佐野市教育委員会が主催する事業で専用利用をするため ☐ 国又は栃木県が主催する事業で専用利用をするため ☐ その他 				
規定利用料金	円	減免額	円	差引納付額	円

別記様式第17号（第14条関係）

みかもクリーンセンター余熱利用施設利用料金減免申請棄却通知書

第 年 月 日
号

様

印

年 月 日付けで申請のあったみかもクリーンセンター余熱利用施設の利用料金の減額又は免除について、次の理由により減額し、又は免除しないことと決定したので通知します。

理由

みかもクリーンセンター余熱利用施設利用料金還付申請書

年 月 日

様

申請者 住所又は所在地

氏名又は名称及び代表者等の氏名

利用者との続柄

電話

次のとおりみかもクリーンセンター余熱利用施設の利用料金の還付を受けたいので申請いたします。

利用者の住所					
利用者の氏名					
既納の利 用料金	円	利用料金	円	還付請求 額	円
還付申請理由					
還付方法		現金 ・ 口座振込			
振込先	金融機関名	銀行・信用金庫 農協・労働金庫			
	店名等	本店・支店・出張所			
	口座種別	普通・当座	口座番号		
	フリガナ 口座名義人				

備考 申請者と利用者が同一であるときは、「利用者との続柄」並びに「利用者の住所」及び「利用者の氏名」欄の記入は不要です。